

## 爆発事故を踏まえた飲食店の 防火対策に係る注意喚起について

令和2年7月30日に福島県郡山市で発生した飲食店の爆発事故では、死者1名、負傷者19名の被害が発生しました。

現時点で出火原因等は特定されていませんが、屋内のガス配管の腐食箇所から液化石油ガス(LPガス)が漏洩し、何らかの火源により引火、爆発した可能性が考えられます。

このような状況を踏まえ、ガス機器の適正な維持管理等について再確認を実施いただくとともに、安全な取扱いを行い、火災を未然に防止する体制づくりにご協力をお願いします。

### ■ガス機器の維持管理について

1

#### メンテナンス

ガス機器の定期的な清掃やメンテナンスを行うこと。



2

#### 異常時は使用を中止 そして修理依頼

ガス機器に異常を感じた場合やガス配管等に破損や著しい腐食等がある場合は、直ちに使用を中止し、緊急連絡先やメーカーに連絡し修理等を依頼すること。

3

#### 休止又は再開時は 販売事業者に連絡を

休業等でガスを長期間使用しない場合や事業を再開する場合は、液化石油ガス販売事業者に連絡すること。



### ■啓発リーフレット(総務省消防庁リーフレット)はこちら



問い合わせ先

千曲坂城消防本部

予防課 予防係

電話 (代)026-276-0119